

平成24年（2012年）度

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

公 法

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は4枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題1と問題2の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成24年度（2012年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公	法
------	---	---

※ 問題1と問題2の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題1 次の文章は、最高裁判所判決からの抜粋である。これを読んで、下記の設問に答えなさい。

「憲法は、国会を衆議院と参議院の両議院で構成するものとし（42条）、各議院の権限及び議員の任期等に差異を設けているが、その趣旨は、衆議院と参議院とがそれぞれ特色のある機能を発揮することによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにある。」

「憲法43条1項は、両議院は全国民を代表する選挙された議員で組織すると定めるが、右規定にいう議員の国民代表的性格とは、本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず、特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであって、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全国民のために行動すべき使命を有するものであることを意味し、右規定が両議院の議員の選挙制度の仕組みについて何らかの意味を有するとしても、全国をいくつかの選挙区に分けて選挙を行う場合には、常に各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまでを要求するものとは解されないし、前記のような形で参議院（選挙区選出）議員の選挙制度の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによって選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるということもできない。」

「前記のとおり、各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまでは要求されていないにせよ、投票価値の平等の要求は、憲法14条1項に由来するものであり、国会が選挙制度の仕組みを定めるに当たって重要な考慮要素となることは否定し難いのであって、国会の立法裁量権にもおのずから一定の限界があることはいうまでもないところ、本件選挙当時の右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、極めて大きなものといわざるを得ない。」

（最大判平成8年9月11日・民集50巻8号2283頁）

問1 参議院の特殊性とは何か。具体的に説明しなさい。

問2 参議院選挙における投票価値の平等について、学説の対立をその論拠とともに説明し、本判決で示された見解についてあなたの意見を述べなさい。

問題2 つぎの事例を読んで、あとの問1～3に答えなさい。

X1は、一級建築士免許を取得して、X2が開設する建築士事務所の管理建築士を務めている者である。

国土交通大臣は、札幌市内においてX1が設計を担当した複数の建築物において違反設計があり、複数の建築物において不適切設計があったとして、建築士法10条1項2号および3号に基づき、X1に対し、一級建築士の免許取消処分をした。これを受けて、北海道知事は、建築士法26条2項4号に基づき、X2に対し、X2の建築士事務所登録の取消処分をした。これら各処分に対し、Xらは、その取消しを求める訴えを提起した。

本件免許取消処分がされた当時、建築士に対する上記懲戒処分については、意見公募の経路を経た上で、「建築士の処分等について」と題する通知において処分基準が定められ、これが公にされていたが、処分通知書（〔資料2〕）にはその具体的な適用関係は示されていない。

本件処分基準は多様な事例に対応できるような詳細かつ複雑な内容のもので、その大要は以下のとおりである。すなわち、建築士が建築士法10条1項2号または3号に該当する場合について、「表2の懲戒事由に記載した行為に対応する処分ランクを基本に、表3に規定する情状に応じた加減を行ってランクを決定し、表4に従い処分内容を決定する。ただし、当該行為が故意によるものであり、それにより、建築物の倒壊・破損等が生じたとき又は人の死傷が生じたとき（以下「結果が重大なとき」という。）は、業務停止6月以上又は免許取消の処分とし、当該行為が過失によるものであり、結果が重大なときは、業務停止3月以上又は免許取消の処分とする。」と定める。そして、表2は懲戒事由ごとの処分ランクについて、表3は情状等による処分ランクの加減方法について、表4はこのようにして決定された処分ランクに対応する処分等の内容（複数の処分事由に該当する場合の処理についての定めを含む。）について、事細かに定めている。

Xらは、本件訴訟において、本件免許取消処分は、公にされている処分基準の適用関係が理由として示されておらず、行政手続法14条1項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であり、これを前提とする本件登録取消処分も違法な処分であるなどと主張している。

問1 処分基準に関する行政手続法の規定の概要、および、その趣旨について、簡単に説明しなさい。

問2 理由の提示を要求する行政手続法14条1項本文の趣旨、要求される理由の内容の程度、および、理由の提示が不十分な場合にそのことが処分の取消事由となるかに関する判例理論の概要について、簡単に説明しなさい。

問3 行政手続法違反に関するXらの主張は認められるか、あなたの考えを述べなさい。

〔資料1〕 建築士法

(懲戒)

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士...が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士...に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 (略)

(監督処分)

第26条 (略)

2 都道府県知事は、建築士事務所につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合においては、当該建築士事務所の開設者に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 管理建築士が第10条第1項の規定による処分を受けたとき。

五～十 (略)

3～4 (略)

〔資料2〕 処分通知書

「あなたは、北海道札幌市中央区南▲条西▲丁目▲一▲、北海道札幌市厚別区厚別中央▲条▲丁目▲一▲、北海道札幌市豊平区平岸▲条▲丁目▲、北海道札幌市北区北▲条西▲丁目▲一▲、▲、▲、▲、北海道札幌市中央区北▲条西▲丁目▲番▲、北海道札幌市中央区南▲条西▲丁目▲一▲、▲、▲、▲、北海道札幌市中央区南▲条西▲丁目▲一▲を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させた。

また、北海道札幌市東区北▲条東▲丁目▲一▲、北海道札幌市豊平区豊平▲条▲丁目▲一▲、北海道札幌市豊平区月寒西▲条▲丁目▲番▲、北海道札幌市豊平区月寒中央通▲丁目▲番▲、北海道札幌市白石区南郷通▲丁目北▲を敷地とする建築物の設計者として、構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行った。

このことは、建築士法第10条第1項第2号及び第3号に該当し、一級建築士に対し社会が期待している品位及び信用を著しく傷つけるものである。」